



本部くらしの委員会主催 くらしのスキルアップセミナー便り

2009年度第7回くらしのスキルアップセミナー

《 私はだまされない! 》

~なくなる消費者被害。増え続ける多重債務。
どうなっているの! どうしたらいいの?~

講師 和田 慈(めぐみ)氏
(金融広報アドバイザー、消費生活専門相談員)

- ◇日時 2010年2月10日(水)10:00~12:00
- ◇会場 アイスクエア・ビル 大会議室
- ◇参加者 20名

くらしの委員会
メンバー募集中♡
一緒にいろんな疑問
を解消しませんか。



最新の消費者トラブル一覧の中でも気をつけたいのが、分電盤の点検を装い高額な工事費を請求するものや、オンラインゲームで「無料」のつもりが高額請求されるもの。ゲームに関しては子供の利用が多いので、カード・携帯・インターネットの親の管理・指導も大切です。太陽光発電システムの訪問販売トラブルも増えています。説明が事実と異なるなど、既存の住宅につけるときは、取り付け方や重量に家が耐えられるか家を建てた工務店等に相談してください。儲かるからではなく、環境のためという気持ちで購入を検討してください。



消費者トラブルにあいやすい人というのは、実は誰にでも当てはまります。誰もが儲けたい・美しくなりたい・資格が欲しい・何かに頼りたい・健康でいたいなどの二次的欲求があるからです。だまそうとする人は、その心理を突いてきます。曖昧なままは禁物です! 真偽・必要性を診断する冷静さを持ちましょう。「しまった!」と後悔しないためには自分が何に弱いのか、自分を知ることです。また、知識を持つ・断り方の練習・事前の相談も大切です。

多重債務は最大の消費者被害です。消費者金融利用者の最初の借り入れ理由で多いのは、収入の減少や低収入、保証・肩代わりなどです。現在の社会状況では、誰もが多重債務に陥る可能性があります。債務(借金)を抱え、お悩みの方は安易に



返済のための借金をしてはいけません。公的な相談窓口にご相談しましょう。専門家が、4つある債務を解決する方法（債務整理）のうち、各自にあった方法をアドバイスしてくれます。債務整理をしても受けるデメリットは少なく、他人に知られる心配はほとんどの場合はありません。弁護士・司法書士の費用を立て替えてくれる民事法律扶助の制度もあります。何より金融機

関との対応から解放され自分自身を取り戻すことができます。

多重債務を減らす取り組みとして貸金業法が改正されローン・キャッシングのルールが変わります。年収の3分の1を超える貸し付けを原則禁止する「総量規制」が施行されます。そのため、一定額以上の借り入れでは年収を明らかにしたり、専業主婦(夫)の方の借り入れは、配偶者の同意が必要となったりします。

家計管理で身の丈に合った生活を心がけることが大切です。ですが、ふとつまづいて消費者トラブルや多重債務に陥ることもあるでしょう。その時は法テラスや消費生活相談センターなどの公的な相談窓口にご相談しましょう。佐賀県では相談機関が連携しているので、各自にあった専門機関を紹介してくれます。

日本司法支援センター(民事法律扶助による無料法律相談)

法テラス佐賀

(『法テラス』は国が設立した公的な法人です)

☎0503383-5510

〒840-0801 佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F

●相談 毎週月・火・金曜日 13:30~15:30(弁護士相談)

毎週木曜日 13:30~15:30(司法書士相談)

●予約 事前電話予約制

●相談の種類 ◇一般相談(離婚、相続、損害賠償、金銭トラブル、不動産など民事全般)
◇クレジット、サラ金相談

気になることがあったら、
ひとりで悩まず まずお電話を!



消費生活相談の窓口

佐賀県消費生活センター

☎0952-24-0999

土・日・祝日も相談を受け付けています
相談 9:00~17:00(来所相談は予約制)

〒840-0815 佐賀市天神三丁目2-11 アバンセ3F

多重債務相談の窓口

佐賀財務事務所

☎0952-32-7161

(内線2725)

相談 月~金曜日 9時~12時、13時~17時
(年末年始及び祝祭日を除く)

佐賀市駅前中央3丁目3-20佐賀第2合同庁舎7F